

事 務 連 絡

平成30年12月21日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成30年度補正予算（第2号）に伴う対応等について

政府は、平成30年12月21日に、平成30年度補正予算（第2号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高橋

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

政府は、平成30年12月21日に平成30年度補正予算（第2号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、防災・減災、国土強靱化1兆723億円、TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等3,256億円、中小企業・小規模事業者に対する支援2,068億円、国民生活の安全・安心の確保7,512億円、災害復旧等2,136億円、地方交付税交付金5,108億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆2,909億円の修正減少額等を計上している。また、歳入面で、税込8,490億円、税外収入1,393億円、前年度剰余金受入7,131億円、公債金1兆82億円を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成30年度補正予算（第1号）による補正後予算に対し、2兆7,097億円増加し、101兆3,581億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置等

1 通常収支分

今回の補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

(1) 地方交付税

今回の補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される平成30年度分の地方交付税の額5,311億円（平成29年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額2,684億円、平成30年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額2,627億円）については、平成30年度において、普通交付税の調整額の復活に要する額396億円を交付するとともに、本年度の災害の状況にかんがみ、700億円を特別交付税の総額に加算することとしたうえで、残余の額4,215億円について平成31年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じることとしていること。

以上の措置を講じるため、「地方交付税の総額の特例に関する法律案」

を国会に提出する予定であること。

(2) 追加の財政需要

- ① 今回の補正予算により平成30年度に追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

ア 災害復旧事業債

(ア) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(イ) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その57%を特別交付税により措置すること。

(ウ) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(エ) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

イ 熊本地震及び平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債

熊本地震及び平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

ウ 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置すること。

- ② 今回の補正予算により平成30年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたい。

2 東日本大震災分

今回の補正予算においては、地方負担の追加は生じない見込みである。

第3 地方公務員の給与改定

本年の国家公務員の給与改定については、去る11月30日の国の給与関係法の公布、施行に伴い、その取扱いが決定されたところであるが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて（平成30年11月6日付け各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県議会議長、各指定都市議会議長、各人事委員会委員長あて総務副大臣通知）」で通知したとおり、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応されたい。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたい。

平成30年度一般会計補正予算（第2号）等について

平成30年12月21日

(単位 億円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 防 災 ・ 減 災 、 国 土 強 靱 化	10,723
(2) T P P 協 定 の 早 期 発 効 に 対 応 す る た め の 農 林 水 産 業 の 強 化 策 等	3,256
(3) 中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 に 対 す る 支 援	2,068
(4) そ の 他 喫 緊 の 課 題 へ の 対 応	14,304
① 国 民 生 活 の 安 全 ・ 安 心 の 確 保	7,512
② 災 害 復 旧 等	2,136
③ そ の 他 の 経 費	4,656
小 計	30,351
(5) 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	4,547
(6) 地 方 交 付 税 交 付 金	5,108
計	40,006

(歳出の修正減少額)

既 定 経 費 の 減 額 △	12,909
合 計	27,097

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1)	租	税	及	印	紙	収	入	8,490	
(2)	そ	の		他		収	入	1,404	
(3)	公			債			金	13,082	
(4)	前	年	度	剰	余	金	受	入	7,131
							計	30,107	

(歳入の修正減少額)

(1)	そ	の		他		収	入	△	11
(2)	特	例		公		債	金	△	3,000
							計	△	3,011

合 計 27,097

(備考) 上記の補正により、平成30年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,013,581億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計など9特別会計について、所要の補正を行う。

平成30年度一般会計補正予算（第2号）フレーム

（単位：億円）

歳 出		歳 入	
1. 防災・減災、国土強靱化	10,723	1. 税収	8,490
2. TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等	3,256		
3. 中小企業・小規模事業者に対する支援	2,068	2. 税外収入	1,393
4. その他喫緊の課題への対応	14,304		
(1) 国民生活の安全・安心の確保	7,512		
(2) 災害復旧等	2,136		
(3) その他の経費	4,656		
小 計	30,351	3. 前年度剰余金受入	7,131
5. 国債整理基金特別会計へ繰入	4,547		
6. 地方交付税交付金	5,108		
7. 既定経費の減額	▲ 12,909	4. 公債金	10,082
(1) 国債費	▲ 10,154	(1) 建設公債の増額	13,082
(2) その他	▲ 2,756	(2) 特例公債の減額	▲ 3,000
合 計	27,097	合 計	27,097

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。